

「あなたが選ばれました」
「気軽に事務所に
遊びに来て」



アポイントメントセールス

見知らぬ人に電話で呼び出され、 話をしていると……

相談事例

20歳の誕生日を迎えたある日、知らない男性から「モニターに選ばれ、今なら特別会員になれる。ブランド品も安く買える」と電話で誘われ、友人といっしょに説明会に出かけた。楽しく雑談をしているうちに、ブランド品のバッグの購入を勧められた。見学だけの軽い気持ちで行ったので、断って帰りたかったが、男性3人に囲まれ、怖くなり、仕方なく契約してしまった。

ちょっと待って!

電話で誘い出し
強引なセールスをする
ワナかも



対策のポイント

- 商品やサービスの契約をさせるという目的を隠して、電話などで喫茶店や事務所に呼び出し、契約を迫る手口です。
- 知らない人からの呼び出しには応じないこと。
話を聞くだけならと足を運んだら最後、契約するまで帰れない状況に追い込まれます。
- 契約の意思がない場合には、あいまいな返事をせずキッパリ断りましょう。
- アポイントメントセールスの場合、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフができます。

ご相談は **市町村消費生活相談窓口** 又は **鳥取県消費生活センター**へ